

富士市公共建築物等における

富土地域材利用促進基本方針

目 次

I	基本方針策定の趣旨	・ ・ ・ ・ ・	1
II	本市の林業の現状	・ ・ ・ ・ ・	2
III	基本方針		
1	公共建築物等における富土地域材利用促進の目的	・ ・ ・ ・ ・	4
2	公共建築物等における富土地域材利用促進の基本方向	・ ・ ・	4
	（1） 基本方向		
	（2） 対象期間		
3	公共建築物等における木材利用の目標	・ ・ ・ ・ ・	5
4	公共建築物等での富土地域材の利用	・ ・ ・ ・ ・	5
	（1） 公共建築物での富土地域材の利用		
	（2） 備品調達等での富土地域材の利用		
	（3） 工作物での富土地域材の利用		
	（4） 公共土木事業での富土地域材の利用		
5	富土地域材の安定供給体制の整備 等	・ ・ ・ ・ ・	8
6	推進体制	・ ・ ・ ・ ・	8
別添－1	公共建築物等における木材の利用の 促進に関する法律（概要）	・ ・ ・ ・ ・	9
別添－2	静岡県産地証明制度（概要）	・ ・ ・ ・ ・	10
別添－3	富士市公共建築物等富土地域材 利用促進会議設置要綱	・ ・ ・ ・ ・	11

I 基本方針策定の趣旨

木材は、断熱性、調湿性等に優れ、長期間にわたって炭素を貯蔵できる再生可能な資源であり、環境と人間に優しい素材として、建築材料をはじめ生活を取り巻く様々な場面の中で長らく親しまれてきた。また木材が生産される森林は、同時に国土保全、水源かん養、生物多様性保全、保健休養の場の提供など多面的な機能を持ち、これらの機能が林業に携わる者だけでなく、下流域の住民とその生活にも大きく影響し、様々な恩恵をもたらしていることは広く知られている。

しかし、林業経営の不振が長引く中で、近年、いわゆる放置林が増加し全国的に問題となっている。放置林とは、枝打ちや間伐等の手入れがなされていない森林のことで、林床に光が届かず下草が生育しないため表土は雨で侵食され、国土保全や水源かん養などの機能が低下する。また、そこで生産される木材の品質も低下し、いっそう林業経営を圧迫する。こうした状況は、本市においても例外ではない。

このような中、国の「森林・林業再生プラン」（平成 21 年 12 月公表）において平成 32 年までに木材自給率を 50%以上とすることが示された。この方針のもと、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。別添一 1 参照）が施行され、公共建築物における木材の利用に努めることが国や地方公共団体の責務として示された。静岡県は、これを受け法第 8 条に基づき、平成 23 年 3 月に県方針となる「ふじのくに公共建築物等木使い推進プラン」（以下「県の基本方針」という。）で、静岡県産材の年間生産目標を 4 5 万 m³、県内公共部門での年間利用目標を 1 万 7 千 m³とすることを定めた。

これらを踏まえ、本市においても法第 9 条に基づき、公共建築物等で率先して木材利用を推進することにより、林業経営の安定化と市域の森林の健全な育成を図り、地球温暖化の防止、循環型社会の形成等に資することを目的として基本方針を定める。

Ⅱ 本市の林業の現状

本市の森林面積は 12,143ha で、市域 24,502ha に対し約 1/2 に相当する。国有林を除く民有林面積は 10,228ha あり、このうち人工林面積は 8,224ha、市域の約 1/3 を占める。これら人工林の林齢構成は、伐採可能な林齢 45 年（9 齢級）以上が 90%を超えており、本市の森林資源は、成熟期を迎えている。

こうした中、本市では森林施業の効率化の一環として林道網を整備するとともに、富士山麓で生産されたひのき材を「富士ひのき」として銘柄化を図るなど、地域材の生産基盤強化と利用の推進に取り組んできた。

富士市の森林面積

資料) 平成 24 年度静岡県 の民有林

富士市総面積 24,502ha			
総森林面積 12,143ha		※市有林は民有林に含まれる ※人工林の約 8 割は「ひのき」である	
民有林面積※	10,228ha		
人工林面積※	8,224ha		
	他 2,004ha		

富士市の民有林齢級別面積

資料) 平成 24 年度静岡県 の民有林

種 別 等	総数		針葉樹		広葉樹		竹林・他	・針葉樹林のうち、 1ha は天然林で他 は人工林である。 ・広葉樹林には、 44ha の人工林が ある。 人工林面積(8,224) = (8,181-1) + 44
	ha	%	ha	%	ha	%	Ha	
8 齢級以下	806	8	740	9	66	4		
9 齢級以上	9,116	89	7,441	91	1,675	96		
その他	306	3					306	
合 計	10,228	100	8,181	100	1,741	100	306	

また、森林の持つさまざまな機能をより良く発揮させるために、市域の森林を「水土保持林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」などに大別し、それぞれに応じた森林整備を進めている。

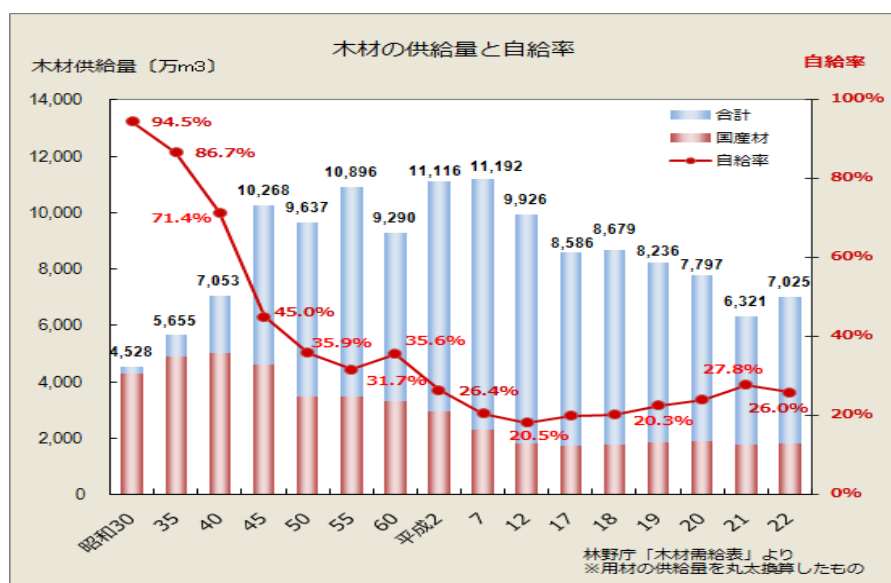
なお、本市は市有林 2,058ha（うち人工林は約 66%、1,354ha）を持ち、これらの適正な管理に努めている。

重視すべき機能に応じた森林区分面積(民有林)

資料) 平成 24 年度静岡県 の民有林

森 林 区 分	面積(ha)	割合(%)	
水土保持林	6,213	60.7	水源涵養機能又は山地災害防止機能を重視する森林
森林と人との共生林	512	5.0	生活環境保全機能又は保健文化機能を重視する森林
資源循環利用林	3,482	34.1	木材生産機能を重視する森林
その他	21	0.2	
合 計	10,228	100.0	

全国的な木材の供給量と自給率は、昭和 30 年代からの外材輸入の増加により、平成 12 年には最低の 20.5%までに落ち込んだ。その後、輸入量の減少により自給率は上昇してい



るが、様々な要因から木材の利用量自体が減少し、国産材の供給量は横ばいの状態が続き、木材価格も昭和55年頃をピークに下落が進んでいる。

本市大淵の富士木材センターにおける最近十数年間の平均単価の推移を見ても、平成12年度に22,000円/㎡だったものが平成23年

度では、11,644円/㎡と大きく下落している。

一方、本市での出材コストは、市有林の例で10～11千円/㎡程度であり、植林から保育までを含めた経費を考慮すると、林業の経営は、非常に厳しい状況にある。

木材価格の推移（富士木材センター取扱実績）

年 度	H12	H14	H16	H18	H20	H22	H23
金 額(千円)	839,711	730,045	628,187	660,303	551,055	591,844	547,711
材 積 (㎡)	38,212	38,903	38,303	39,559	44,032	45,206	47,038
平均単価(円)	22,000	18,770	16,400	16,690	12,515	13,090	11,644

こうした中で、人工林の手入れに対する意欲が減退し、本市においても手入れ不足の人工林が増加している。このような人工林では、下草が絶え表土は雨で侵食され、地盤がしだいにむき出しとなっていく。ついには表面侵食防止や水源かん養などの機能が大きく低下した森林となる。こうした放置林が増大した場合の下流域への影響が懸念される。



手入れ不足の人工林（下草が絶え表土は雨で侵食され、地盤がむき出しとなる）

Ⅲ 基本方針

1 公共建築物等における富土地域材利用促進の目的

木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線の吸収や衝撃を緩和する性質を有するほか、製造時のエネルギー消費が小さく、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材である。さらには再生可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素の濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」な特性を有する。木材の利用を推進することにより、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成のほか、二酸化炭素の排出の抑制、建築物等における炭素の蓄積増大による地球温暖化の防止など循環型社会の形成への貢献が期待できる。

また木材を生産する森林は、同時に国土保全、水源かん養など多面的機能の発揮を通じて、市民が安全で安心して暮らせる社会の実現を担っている。こうした機能の発揮は、開発的な手法のみでは不可能であり、特に人工林においては、伐採・更新・保育といったサイクルに従って行なわれる手入れにより森林を適正に整備・保全し、その機能を持続的に発揮させることが極めて重要である。しかし、近年の全国的な林業経営の不振から、手入れが不十分な人工林が増加し、本市においてもこうした傾向が顕在化しつつある。このため、富土地域材の需要を拡大し、林業経営の中で十分に森林の手入れを行なうことができる状態を作り出すことが急務である。

これらを踏まえ、市自らが率先して公共施設での木材、とりわけ富土地域材の利用を促進・拡大するとともに、市民が公共施設などでその香りやぬくもりと触れ合うことで、潜在的な需要を呼び起こし、需要拡大に結びつくことを期するものである。

なお本方針では、静岡県産地証明制度（別添－2 参照）での販売管理票で市町村番号「26」富士市・「27」富士宮市を「富土地域材」、それ以外の番号を「静岡県産材」とする。

2 公共建築物等における富土地域材利用促進の基本方向

本方針の基本方向及び対象期間を以下のとおり定める。

（１）基本方向

公共建築物の整備にあたっては、可能な限り木材を使用した方法を採用する。備品等調達にあたっては木材を原材料とした製品の利用を促進する。土木工事の実施にあたっては仮設工を含め、木材を用いた工法の採用を検討し、積極的な木材の利用を図る。

使用する木材は、富士・富士宮市で生産された富土地域材を優先するものとし、発注の際、仕様書等により指定するものとする。ただし、調達期間において工期や供給等に支障をきたす場合や、富土地域材を原材料とした製品が存在しない場合は静岡県産材を中心に検討するものとする。

（２）対象期間

平成 24 年度から平成 27 年度までの 4 年間を対象とする。

3 公共建築物等における木材利用の目標

これまで本市には、公共建築物等における木材利用の総合的な統計が無く、それぞれの部署において独自に木材の使用とその統計に取り組んできた。これらを集計した過去5年間の木材使用量は、富土地域材が 216 m³、全木材が 882 m³であり、使用量に占める富土地域材の割合は、全木材の約 1/4 である。この結果については、次のことが考えられる。

- ①富土地域材の意識的な使用や、統計の対象とする部署が少ないこと
- ②富土地域材では代替できない木材の使用が多くあったこと（松杭丸太等）
- ③富土地域材を原材料とした大型部材の入手が困難であること

平成 19 年度～23 年度の木材使用実績

単位：m³

	H19	H20	H21	H22	H23	計	平均
地域材	19.60	40.11	78.51	50.20	28.40	216.82	43.36
全木材	71.41	308.18	125.23	148.91	228.69	882.42	176.48

平成 19 年度～23 年度 全木材の分野別使用実績

単位：m³

	H19	H20	H21	H22	H23	計	平均
建 築	19.60	257.90	60.70	46.70	49.90	434.80	86.96
その他	51.81	50.28	64.53	102.21	178.79	447.62	89.52
合 計	71.41	308.18	125.23	148.91	228.69	882.42	176.48

本市の木材使用量は、年度毎に大きく変化するため、目標の設定に当たり最も広範に統計のとられている全木材の過去5ヵ年の使用実績の平均値 176 m³/年を算出した。また、県の公共部門における県産材の利用目標（平成 23～27 年度）が県の前計画（平成 18～22 年度）の 1.7 倍であることから、本市の目標もこれに即し、今後平成 27 年度までの木材使用量目標を 1,200 m³/4 年間とし、併せて本方針の目的である富土地域材の使用量を意識的に高めることとする。

公共建築物等への木材使用量目標（4 ヶ年）

176 m³ × 4 年 × 1.7 倍 ÷ 1,200 m³ （平均 300 m³/年）

（併せて、富土地域材の使用量を意識的に高めること）

4 公共建築物等での富土地域材の利用

公共建築物等の整備における木材の利用の推進にあつては、建築材料としての利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料としても併せてその推進を図るものとする。また、「林道事業」「治山事業」等の事業で伐採した富土地域材の活用を推進する。

（1）公共建築物での富土地域材の利用

公共建築物の整備に当たっては、富土地域材をはじめとする木材を利用し、次のアからウのとおり公共建築物の構造の木造化・内装等の木質化^{（注1）}を推進する。

ここで公共建築物とは、法第 2 条において定める①公共建築物、②地方公共団体以外の者が整備する①に準ずる建築物で富士市からの補助を受けた建築物、をいう。

(注1) 構造の木造化：施設の主要な構造材(柱・梁・桁)を木材(集成材を含む)で建築すること
内装等の木質化：建築する施設の内・外装を木材で施工すること

ア 構造の木造化 の推進

建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、木造化を推進する。ただし、施設の維持管理、防護防犯、費用対効果等の理由、または、災害応急対策活動に必要な施設の場合により木造が適当でない場合を除く。



構造木造化の事例（勢子辻林業展示場）



構造木造化の事例（勢子辻林業展示場）

イ 混構造の検討

木造と非木造（鉄骨造、鉄筋コンクリート造等）の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等から有利な場合もあることから、その採用も検討する。

ウ 内装等の木質化推進

施設の維持管理、防護防犯、費用対効果等、建築物に求められる機能等から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を推進する。



内装木質化事例（岩松中学校体育館）



内装木質化事例（伝法小学校校舎）

（２） 物品調達等での富土地域材の利用

公共建築物等において使用される机、いす、書棚等の備品、市が安全対策のために設置するバリケードなどに富土地域材をはじめとする木材を原材料とした製品の利用を推進する。



物品調達事例（市民ロビーのテーブル・イス）



物品調達事例（応接カウンター）

（３） 工作物での富土地域材の利用

景観の向上及び癒しの醸成のため、周囲との調和や木材の強度に留意しつつ、各種防護柵、木製工作物等への富土地域材をはじめとする木材の利用を推進する。



工作物事例（丸太階段）



工作物事例（四阿（あずまや））

（４） 公共土木事業での富土地域材の利用

木材使用が可能な工法の採用を検討するとともに、植栽支柱、基礎杭、土留め、バリケードなどの仮設及び保安資材等での富土地域材をはじめとする木材の利用を推進する。ただし、事業費の縮減や工事品質保持の面から適当でない場合を除く。



利用事例（簡易丸太柵：土留め）



利用事例（丸太伏工：現場発生材利用）



利用事例（木製沈床工）



利用事例（植栽の丸太支柱）

また、木材を使用する公共土木事業にあっては、次の内容での「木材使用特記仕様書」を設計図書に添付し、利用の拡大を図るものとする。

木材使用特記仕様書

1. 本工事(任意仮設を含む)において使用する木材は、原則として「富土地域材」とし、それによりがたい場合は、「静岡県産材」を中心に監督員と協議すること。
2. 木材の生産地を証明するための書類として、「県産材販売管理票(副)」(市町村番号が26・27を「富土地域材」、その他を「静岡県産材」とする。)の写し及び使用した木材量を監督員に提出すること。
3. 施工計画書の主要資材の項目に木材の購入業者名を明記すること。
4. 支障木などの現地発生材(「富土地域材」)を使用する際には、現地において監督員の確認を受けるとともに木材量を提出すること。

※あらかじめ県産材販売管理票が必要な旨を業者に伝えること。

5 富土地域材の安定供給体制の整備等

本市での木材生産は、冬季とそれ以外の時期では生産量が大きく異なり、特に少ない時期では需要を賄いきれない可能性もある。このため、木材生産に適した森林における効率的な木材生産計画の作成促進、路網の整備、低コスト生産のための林業機械の紹介・普及等、富土地域材の増産と年間を通じた安定供給体制の整備を進める。また、人工林の間伐や混交林化により森林機能の向上を図る「森の力再生事業」を進める。

6 推進体制

市が実施する公共建築物等の整備に関して、富土地域材の円滑な利用を推進し、その需要拡大を図るため「富士市公共建築物等富土地域材利用促進会議」（別添－3）を設置する。また、木材の利用状況は「木材全体」、「静岡県産材」、「富土地域材」について把握するとともに、製品・工法・その他の情報の共有化に努めるものとする。

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（概要）

I. 趣旨

木材の利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するため、農林水産大臣及び国土交通大臣が策定する公共建築物における国内で生産された木材その他の木材の利用の促進に関する基本方針について定めるとともに、公共建築物の建築に用いる木材を円滑に供給するための体制を整備する等の措置を講ずる。

II. 法律の内容

1 国の責務（法第3条）

国は、木材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、実施するとともに、自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。また、木造の建築物に係る建築基準法等の規制について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるとともに、木材の利用の促進に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

※ 公共建築物とは、次のものをいう。（法第2条）

- ① 国・地方公共団体が整備する公共の用等供する建築物
- ② 国・地方公共団体以外の者が整備する建築物で①に準ずるもの

2 地方公共団体の責務（法第4条）

地方公共団体は、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。

3 基本方針の策定（法第7条）

農林水産大臣及び国土交通大臣は、国が整備する公共建築物における木材の利用の目標等を内容とする、公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針を定めなければならない。

4 都道府県及び市町村における方針の策定（法第8、9条）

都道府県知事及び市町村は、それぞれ、当該都道府県及び市町村が整備する公共建築物における木材の利用の目標等を内容とする、公共建築物における木材の利用の促進に関する方針を定めることができる。

5 公共建築物の建築に用いる木材を円滑に供給するための体制の整備（法第10、12条）

- （1）木材の製造を業として行う者は、公共建築物に適した木材を供給するための施設整備等に取り組む計画（木材製造高度化計画）を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。
- （2）木材製造高度化計画の認定を受けた場合には、林業・木材産業改善資金助成法の特例等の措置を講ずる。

6 公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進に関する施策（法第17～20条）

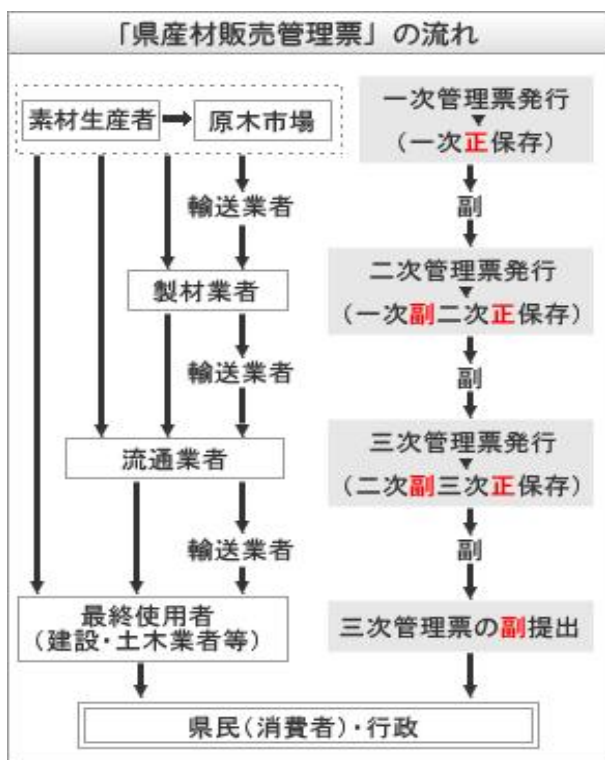
国及び地方公共団体は、住宅における木材利用、公共施設に係る工作物における木材の利用及び木質バイオマスの利用の促進のために必要な措置を講ずるよう努める。

III. 施行期日

平成22年10月1日

別添－２

静岡県産地証明制度（概要）



●静岡県産材証明制度は、平成 14 年度に創設されたもので、登録された県産材取り扱い業者が発行する「県産材販売管理票」（マニフェスト）により、生産・流通・加工・消費者のどの段階からでもその木材がどこで伐採されたかを確認することができるものである。

●県産材の証明は、県産材取扱業者自身が自己責任の範囲において証明証となる「県産材販売管理票」を発行する。

●静岡県木材協同組合連合会が「県産材取扱業者」に対して指導、研修、調査等を実施するとともに、県が制度の運用状況を年 1 回定期的に検査し、本制度の適正な運用を担保している。

●本市の基本方針では、下記様式第 5 号の市町村番号における「26」富士市・「27」富士宮市を「富士地域材」、それ以外を「静岡県産材」と定義する。

（様式第 5 号）

県 産 材 販 売 管 理 票					
様式交付：静岡県木材協同組合連合会					
一次・二次・三次・（ ）			平成 年 月 日		
管理票番号（業者登録番号 ）－（発行番号 ）－（市町村番号 ）					
様					
品 番 品 名	末口径	材積	本数	長さ	備 考
合 計					
本証は、静岡県産材の販売を証明するために定めた様式で、静岡県木材協同組合連合会々長が認定した「県産材取扱業者」のみが発行できるものです。 注：一次は末口径・材積、又は末口径・本数・長さを記入。 二次以降は材積又は、末口径・本数・長さを記入。					
住 所 登録業者名 代 表 者 名 印					

富士市公共建築物等富土地域材利用促進会議設置要綱

制定 平成25年2月7日

(目的)

第1条 富士市が実施する公共施設等の建築、公共土木工事、物品等の調達に関して、富土地域材の円滑な利用を推進しその需要拡大を図るため、富士市公共建築物等富土地域材利用促進会議（以下「促進会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 促進会議の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 市が実施する事業、調達する備品、その他補助事業等における富土地域材利用推進に関すること。
 - ア 基本方針の策定、改定等に関すること。
 - イ 目標や施策の提言、是正等に関すること。
- (2) 公共建築物の木造化、木質化の推進に関すること。
- (3) 公共土木工事等での富土地域材の利用推進に関すること。
- (4) 富土地域材の利用についての普及啓発に関すること。
- (5) その他目的の達成に必要な事項

(組織)

第3条 促進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織し、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を聞くことができる。

(職務)

第4条 会長は、促進会議の事務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(促進会議)

第5条 促進会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第6条 促進会議の庶務は、商工農林部林政課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、促進会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

＜別表 1＞

	所属名
会長	商工農林部長
副会長	建 設 部 長
委員	総 務 部 企画課長
〃	財 政 部 財政課長
〃	管財課長
〃	市 民 部 まちづくり課長
〃	福 祉 部 福祉総務課長
〃	子育て支援課長
〃	こども保育課長
〃	商 工 農 林 部 商業労政課長
〃	林政課長
〃	都 市 整 備 部 みどりの課長
〃	住宅政策課長
〃	建 設 部 建設総務課長
〃	街路整備課長
〃	河川課長
〃	道路維持課長
〃	施設建築課長
〃	消 防 本 部 消防総務課長
〃	教 育 委 員 会 教育総務課長